

令和 5 年 6 月 2 日（金曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和5年6月2日（金曜日）

出席議員（13名）

1 番	赤 坂 芳 則 君	2 番	平 吹 俊 雄 君
3 番	吉 田 二 郎 君	4 番	山 岸 三 男 君
5 番	柳 田 政 喜 君	6 番	伊 藤 牧 世 君
7 番	藤 田 洋 一 君	8 番	櫻 井 功 紀 君
9 番	鈴 木 恵 悦 君	10 番	前 原 吉 宏 君
11 番	佐 野 善 弘 君	12 番	村 松 秀 雄 君
13 番	鈴 木 宏 通 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	相 澤 清 一 君
副 町 長	須 田 政 好 君
総 務 課 長	佐 野 仁 君
水道事業所 長	花 山 智 明 君
水道事業所総務係 長	木 村 敏 君
徴収対策課 長	遠 藤 孝 光 君
徴収対策課課長補佐	三 浦 徳 夫 君
企画政策課 長	高 橋 憲 彦 君

教育委員会部局

教育事務局長兼学校教育環境整備室 長	佐 藤 功太郎 君
教育管理係長兼学校教育環境整備係 長	佐 藤 敏 次 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐 藤 俊 幸 君
事務局次長兼議事調査係長	齊 藤 美 穂 君

議事日程

令和5年6月2日（金曜日） 午後1時31分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

1) 権利の放棄について

2) 美里町新中学校整備について

※農林業系汚染廃棄物の焼却処理について（資料のみ）

第4 その他

第5 閉 会

午後 1 時 3 1 分 開会

○議長（鈴木宏通君） ただいまより全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は 2 件でございます。

本日の全員協議会、全員出席でございますので、これから始めたいと思います。

なお、今回、権利の放棄につきましては、個人情報との関係がありますので非公開で行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、1 番目の権利の放棄については非公開といたします。

なお、本日ここで配付される個人の資料については、案件が終わり次第回収させていただきますことを御了承いただきたいと思います。また、特に個人及び個人が特定されるような御発言を控えていただきますようお願いを申し上げます。

まず最初に、町長から御挨拶をいただきたいと思います。お願いします。

○町長（相澤清一君） 大変御苦勞さまでございます。

本日は議長のお取り計らいにより、議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。本日、議会全員協議会で御説明申し上げますのは、1 点目は権利の放棄について、2 点目は美里町新中学校整備についてでございます。

初めに、1 点目の権利の放棄について御説明申し上げます。

美里町水道料金の未収金のうち 5 件について、美里町債権管理条例第 21 条第 1 項の規定により、債権を放棄することとし、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分をいたしました。本日は、その内容について御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、後ほど水道事業所長から御説明申し上げます。

次に、2 点目の美里町新中学校整備について御説明申し上げます。

美里町新中学校整備事業において、設計変更に伴う建設工事費、設計費及び維持管理費の変更並びに物価変動に伴う建設工事費の変更が必要となりました。本日は、その内容について御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、後ほど教育委員会教育総務課学校教育環境整備室長及び企画財政課長から御説明申し上げます。

なお、農林業系汚染廃棄物の焼却処理につきましては、資料を配付させていただいておりますので、御確認をいただきたいと思います。

議員皆様の御理解を賜りますよう、よろしくをお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございました。それでは、早速説明及び意見を求める事項に

移りたいと思います。1) 権利の放棄についてに入ります。

先ほど確認したとおり、本件については非公開といたします。

配付資料は、案件が終わり次第回収させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

では、資料等の配付をお願いいたします。

よろしいですか、皆さん。配布されました。それでは、総務課長、説明員の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） それでは、1点目権利の放棄について、担当課の職員を御紹介させていただきます。水道事業所所長、花山智明でございます。

○水道事業所長（花山智明君） 花山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 水道事業所総務係長、木村 敏でございます。

○水道事業所総務係長（木村 敏君） 木村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 徴収対策課課長、遠藤孝光でございます。

○徴収対策課長（遠藤孝光君） 遠藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 徴収対策課課長補佐、三浦徳夫でございます。

○徴収対策課課長補佐（三浦徳夫君） 三浦です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） それでは、説明をお願いいたします。水道事業所長。

○水道事業所長（花山智明君） 皆様、お疲れさまでございます。

それでは、権利の放棄について御説明申し上げます。お配りしております資料を御覧ください。

今回、債権放棄をする水道料金につきましては、債務者は1名、債権額は平成30年10月分から平成31年2月分までの5件、1万1,560円になります。

債務者は、平成31年1月29日に死亡しており、相続人を調査したところ、債務者の姉、債務者の亡くなった兄の子4名、計5名の相続人を特定いたしました。

債務者の姉につきましては、平成31年4月に相続放棄をしており、残る4名に水道料金を納付するよう通知等を行いました。令和5年3月に4名全てが相続を放棄したことを確認しました。これにより、債権の回収が見込めなくなったため、美里町債権管理条例第21条第1項及び地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により債権の権利を放棄したものであります。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（鈴木宏通君） では、今説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等ございましたら。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 御苦労さまです。

内容は分かりました。この説明資料なんですけれども、番号振っていないんですけれどもいいんですか。（「表ね」「回収する資料に番号振ってあるでしょう」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 水道事業所長。

○水道事業所長（花山智明君） 大変失礼いたしました。しっかり番号を振ってお渡しすべきところでしたが、皆さんにちょっとお渡ししてしまいました。

これに関しては終了後、しっかり回収させていただきたいと思います。今後この辺をしっかりしてお渡ししたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） 1点お聞きします。これは、純粋な水道料金というふうに受け止めているのか。というのは、一般的に我々は水道料金と下水道料金とを一緒に徴収されているわけなんですけれども、この方は下水道には加入されていないということ、ちょっと水道料金ですので、ちょっと質問が合うかどうか分からないんですけれども。

○議長（鈴木宏通君） 水道事業所長。

○水道事業所長（花山智明君） お答えします。今回、上げています金額1万1,560円は、純粋に水道の使用料になります。

下水道使用料は、この方、下水道をつないでおりまして、別に滞納分がございます。

以上でございます。

○9番（鈴木恵悦君） 分かりました。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかにございませんか。副議長。

○副議長（村松秀雄君） この債権につきましては、平成30年度分の5件ということでしたけれども、死亡が確認され、相続放棄をしたと、4人の相続人が。これは、死亡からその本人が亡くなってから相続放棄をしたというのは、確認されたのは何か月後ぐらいですか。

○議長（鈴木宏通君） 水道事業所長。

○水道事業所長（花山智明君） お答えします。

相続人、当初5名おられまして、先ほど私お話ししましたけども、実姉のほうは平成31年4月に相続放棄をしております、こちらに関しましては、11月に本人と郵送でやりとりをして

おりまして、姉に関しては令和元年11月に確認をしております。

残りの4人に関しましては、先ほど申しましたけれども令和5年3月に放棄をしております、最終的に確認をしたのが令和5年4月に4名分は確認しております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 副議長。

○副議長（村松秀雄君） その5名の方、最終的には令和5年、今年の4月ということでございましたけれども、もう1つ、これは5年で一応時効を迎えるということによろしいですね。時効については何年でよろしいですか。

○議長（鈴木宏通君） 水道事業所長。

○水道事業所長（花山智明君） 時効2年です。

○副議長（村松秀雄君） では、2年ということは停止をかけていたわけですね、当然ね。

その辺、手続を取って残しておいて、今回下ろしますという形になるのか、それとももう取れないから、2年時効を迎えたからもう下ろさざるを得ないよというのと、ちょっとわけ違うんでね。

○議長（鈴木宏通君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（遠藤孝光君） お答えさせていただきます。

今回の放棄につきましては、私債権でありますので時効が2年で経過いたしましても、時効を完成するには時効の援用も必要となりますので、今回、相続の放棄が確認された時点でもって初めて権利まで放棄するということができる状態になりましたので、このたび放棄をさせていただいたところであります。

○議長（鈴木宏通君） 副議長。

○副議長（村松秀雄君） 相続放棄ということで確認されたと。この相続放棄したという確認は、何でされましたか。これは間違いないでしょうねという確認だけで終わります。

○議長（鈴木宏通君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（遠藤孝光君） お答えさせていただきます。

最終的には、令和5年4月に相続人の残り4人の方から、相続放棄申述受理通知書といったものを受理して確認をしたということになります。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

では、ないようですので次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声

あり)

では、説明員の交代をお願いいたします。

すみません。資料の回収をしていただきます。

皆さんのほうに、今、企画財政課からの資料と、あとは生徒・児童数の推移ということで追加資料を今、皆さんにお渡ししているところでございます。

続きまして、2) 美里町新中学校整備についてに入ります。

それでは総務課長、また出席者の紹介をお願いいたします。

○総務課長(佐野 仁君) 続いて2点目、美里町新中学校整備について、担当課の職員を御紹介させていただきます。

教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長、佐藤功太郎でございます。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長(佐藤功太郎君) 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長(佐野 仁君) 教育委員会管理係長兼学校教育環境整備係長、佐藤敏次でございます。

○教育委員会管理係長兼学校教育環境整備係長(佐藤敏次君) 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長(佐野 仁君) 企画財政課課長、高橋憲彦でございます。

○企画財政課課長(高橋憲彦君) 高橋です。よろしくお願いいたします。

○総務課長(佐野 仁君) 以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(鈴木宏通君) では、早速説明をお願いいたします。

それでは、環境施設整備室長佐藤室長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長(佐藤功太郎君) それではまず、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

本日は、このような説明の場を催していただきまして誠にありがとうございます。本日は、美里町新中学校整備についてということで、現在行っている美里町新中学校整備等事業の内容につきまして御説明をさせていただくものでございます。資料を事前に配付いたしておりますので、その資料に基づいて1つ目は造成工事の進捗、2つ目が実施設計の完了に伴う事業費の変更、あとは物価の変動に伴う事業費の変更と、それに伴って変更後の事業費と、あとはパース図面をお配りしておりますので、その内容について説明をさせていただきたいと思います。

(「着座にて説明して」の声あり) ありがとうございます。

それでは、詳細につきまして担当の佐藤係長のほうから御説明をさせていただきたいと思いをします。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育委員会管理係長兼学校教育環境整備係長（佐藤敏次君） では、私から美里町新中学校整備について御説明させていただきます。座って説明させていただきます。よろしくお願いします。

1、造成工事の進捗状況について御説明いたします。

盛土していた校舎等建設予定地、こちら下の写真の左側の部分でございます。及び防災調整池予定地、こちら写真の右上部分になります。こちらについて、地盤の解析調査を行った結果、地盤が安定していることが確認されました。このことから、校舎等建設予定地の盛土のすき取りと防災調整池の掘削を行っております。すき取った土と掘削した土を用いてグラウンド予定地、こちらは写真の右側部分になります。こちらの盛土を現在行っているところでございます。

次のページに進んでいただきまして、2、実施設計の完了に伴う事業費の変更及び物価の変動に伴う事業費の変更について御説明いたします。

（1）実施設計の完了に伴う事業費の変更。

美里町新中学校整備等事業において、これまで3者で協議してきた実施設計がまとまり、作成された実施設計書が令和5年4月28日に宮城美里PFIパートナーズ株式会社から提出されました。それに伴い変更する事業費は、次のようになります。

①建設工事費について。こちら、下の表の部分の御説明をさせていただきます。

ナンバー1からナンバー14については、8月の議会全員協議会で基本設計の完了に伴い御説明させていただいております。こちらの基本設計の完了に伴う設計変更の内容についてですが、概算工事費として1億6,700万円と御説明しておりましたが、今回、実施設計で金額の精査を行ったところ、変更した内容については、それぞれ表の右側の金額となりました。また、今回、実施設計の完了に伴う上記以外の変更として、ナンバー15の部分になります。上記以外の変更として精査をさせていただき、451万8,800円の増額がございました。主な変更内容は、外構部分の変更及び体育館付近に冷水機を設置したことによる変更などでございます。これらを合計して、建設工事費は1億5,916万5,600円の増額となりました。

次のページに進んでいただきまして、②什器備品について。

実施設計で検討を行いまして、学校の先生等の意見を聞いた上で設計会議で検討し、生徒用ロッカーのロッカーサイズの変更と、被服室にホワイトボードの設置をいたしました。これら2点の合計で599万5,000円の増額となっております。

③設計費について。

これまで行ってきました基本設計、実施設計で変更となった施設の面積の増加や、仕様の変更、施設配置の異動など、様々な検討を行った結果の人件費等の費用となります。これらの費用として1,875万5,000円の増額となります。

④維持管理費について。

実施設計を行った際に、維持管理業務の内容についても見直しを行いました。その見直しの結果、変更しておりまして2,497万円の減額となっております。

⑤実施設計の完了に伴う事業費の変更額の合計についてです。

これまでに御説明いたしました、①建設工事費、②什器備品費、③設計費、④維持管理業務費を合計したものがこちらの表となっております。今回の実施設計の完了に伴う事業費の変更額の合計は1億5,894万5,600円となります。

次のページに進んでいただきます。

(2) 物価の変動に伴う事業費の変更。

令和5年5月30日に、宮城美里PFIパートナーズ株式会社から、美里町新中学校整備等事業の事業契約書第68条に基づく、物価の変動による建設工事費の見直し請求があり、変更金額を算出いたしました。現在の建設工事費と実施設計に伴う変更建設工事費にそれぞれ物価の上昇率10.5%を掛けた金額の合計が3億5,397万2,388円となります。また、事業契約書に基づき、事業者負担分が1.5%ございますので、そちらを算出いたしますと5,056万7,484円となります。物価の上昇分3億5,397万2,388円から、事業者負担分5,056万7,484円を差し引くと、今回の物価の変動に伴う事業費の変更額は、3億340万4,904円となります。

(3) 変更額の合算。

これまで算出いたしました実施設計の完了に伴う事業費の変更と、(2) 物価の変動に伴う事業費の変更を合算いたしますと、4億6,235万504円となります。これが今回の変更額となります。

大きな3番、変更後の全体事業費について。

今回の変更による全体事業費は、当初契約額の50億9,799万2,881円から、前回変更契約いたしました造成工事分の3,290万6,500円と、今回の変更金額の4億6,235万504円を合算しますと、55億9,324万9,885円が美里町新中学校整備等事業の全体事業費となります。

今後の流れといたしましては、6月13日から始まる美里町議会6月定例会議で債務負担行為の補正を提案させていただきたいと考えております。その後、事業者と変更仮契約を結び、議

会での契約議決を経た上で、7月からの建設工事に着手したいというふうに考えております。

最後に、別添で付けさせていただいておりますA1のカラーの資料になります。

こちら、御説明させていただきました実施設計完了に伴う図面の一部を付けさせていただきました。

1枚目がイメージパースとして、外観のものをカラーで付けさせていただいております。

2枚目につきましては、イメージパース（内観）のものでございます。こちらは、建物の仕様等は決まっているんですけれども、色合いでとか風合いというところは、今後また詳細なところ詰めていくことになりますので、実際建設したときには多少の雰囲気の違いというのは出る可能性がありますので、御了承願います。

次のページからは、実施設計の設計書になります。

基本設計をベースとして作成しておりますので、基本設計から少し細かな図面になっております。大まかな変更というのはないんですけれども、例えば外構の変更ということで、実施設計御説明させていただきましたが、図面の右下側の角に、駐車場、来客用駐車場乗り入れ口を1か所追加しております。そのほか図面の左下側のみさとひろばと書かれているところ、こちら、暴走する自動車とかが校門正面の玄関に間違えて入ってくるということがないように、入り口の真ん中に植栽を追加したりですとか、門扉を新たに設置するというような変更をさせていただきます。

その次からは、1階平面図になります。基本設計で反映されていなかったんですけれども、昇降口、あとはアリーナの玄関、職員玄関のところにバリアフリー対策としてスロープなどを新たに図面に反映させていただいております。

その次、2階、3階、4階部分になるんですけれども、こちらは基本設計よりも廊下部分が少し広がっております。これは、普通教室と廊下を一体的に広く授業できるようにということで、基本設計から少し間取り、廊下の幅を広げております。

4階平面図の次に立面図、あとその後に断面図というのが付いておりますが、こちら基本設計をベースに、さらに詳細な図面ということでブラッシュアップして書かせていただいたという部分になりますので、御覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 佐藤室長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） あと、本日お渡しした資料の説明を若干させていただきたいと思います。

美里町立小中学校の入学者数及び児童・生徒数ということで、これは学校教育支援室のほうで試算をしたものでございます。これは、令和4年に生まれた子供ということで、今現在生まれている子供の数で試算をさせていただいたというようなところでございます。令和5年につきましては実績、令和6年から令和11年までにつきましては、今生まれている子供がそのまま小中学校に入ったというような前提で推計をさせていただいたものでございます。この内容につきましても資料を整備いたしましたので、議員の皆様にご覧いただければということで本日追加をさせていただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

もう1点の資料がありますが、連続して説明を聞いてから質疑ということでよろしいですか。（「はい」の声あり）では、財政のほうの資料につきまして、企画財政課長、お願いいたします。

○企画財政課課長（高橋憲彦君） それでは、私のほうから、新中学校整備等事業の建設工事費等の変更に伴う第4次美里町財政健全化計画への影響についてということで、本日お配りさせていただきました資料について御説明させていただきます。座って説明いたします。

それではまず、資料3枚に分かれておりますが、まず1枚目、こちらのほうから御覧いただければと思います。

第4次美里町財政健全化計画につきましては、健全な財政基盤を維持するためその行動指針として、令和3年10月に策定しております。こちらのほうは、令和3年度から令和7年度までの5年間の期間ということで策定いたしております。現在、実施しております新中学校整備等事業については、事業費総額50億円を超えるというようなものでありますことから、町の財政運営においても最も注視しなければならない事業の一つというふうに位置づけております。

今回、実施設計が完了したということ、あとは物価の変動によって建設工事費の変更が必要になったということから、第4次の財政健全化計画への影響について推計させていただきました。

大きな1番でございますが、その前提条件ということで記載しております。別紙1というものを用意してございました。こちらにつきまして、第4次美里町財政健全化計画の、既にお示ししております令和3年10月に策定いたしましたものの13ページでございます。こちらに示してございますものを再度提出させていただいております。この5年間の収入の見通し、歳入の見通し、歳出の見通し、歳入歳出差引額というもので示させていただいております。こちらか

ら今回、新中学校等整備事業に関わる事業費の変更によって、どのように数字が変わったかというのを説明させていただければというふうに思っております。

大きな2番といたしまして、第4次財政計画策定後における変動要因についてということでございます。

(1)の歳出でございますが、今回の事業について、第4次財政計画では令和3年度議会6月会議で承認をいただいております最初の債務負担行為限度額51億2,000万円、こちらで策定したものでございました。今回の建設工事費等の変更によりまして、先ほど説明がありましたとおり、55億9,325万円という金額になってございますので、こちらで推計いたしております。

(2)の歳入のほうでございますが、今回の事業の特定財源につきましては、国庫支出金、地方債及び基金繰入金を予定しておりまして、国庫支出金及び地方債については建設工事費の今回の変更に合わせて再算定いたしました。基金繰入金のうち、公共施設整備基金につきましては、令和3年度に4億500万円、令和4年度には9,100万円を積み立てたことによりまして、令和5年今年度の当初予算編成時には、基金残高が5億3,400万円というふうになっていることから、こちらのほうを地方債の対象とできない経費に活用したいというふうに考えてございます。

大きな3番目でございます。第4次財政計画への影響見通しということで、先ほど説明いたしました1と2を踏まえまして、別紙の2でございます。大きなA3判の紙になります。こちらのほうを御覧いただきたいと思います。

まず、この内容を説明させていただきますと、左側から先ほどお話しさせていただきました現在の財政健全化計画、これが令和3年度から令和7年度までの計画で、歳入歳出それぞれの見通し等を記載しているものでございますが、こちらの令和5年度から令和7年度まで、後半3年間の部分で、今回の新中学校整備等事業のPFI事業の部分抜き出して記載してございます。真ん中の部分、(B)というふうに表記しております。今回の変更に伴いまして、それぞれ財政計画の数字がどのように変わったかというところでございますが、それぞれ歳入歳出の見通し、歳入歳出差引額というふうに記載してございます。

1番右側については、今回の変更後の金額から当初計画していた金額を差し引いたものを記載してございますので、今回、どのようにこの数字が変化したかというのがお分かりいただけるかと思っております。

先ほどの資料にちょっと戻っていただきますと、下のほうになりますが、歳出の見通しにつきましては、新中学校整備等事業の建設工事費等の変更により施設引渡し時に支払いが発生す

る令和6年度の投資的経費で増加しています。

行ったり来たりして大変恐縮ですが、別紙2の1番右側の差引き増減の部分の歳出の見通しというところを御覧いただきますと、②の歳出の見通しの令和6年度の欄になります。新中学校整備分ということで、1億2,758万3,000円増加しているというところが御覧いただけるかと思います。歳入の見通しのほう、上のほうになります。国庫支出金等地方債を再算定した金額に置き換えておりますので、国庫支出金については3億2,100万円増えております。地方債のほうは逆に5億2,070万円減額してございます。建設工事費等の変更に伴う歳入不足の全額に、先ほどお話ししております公共施設等整備基金、こちらのほうを全額繰り入れるということで、3億2,728万3,000円を公共施設整備基金繰入金として歳入のほうに計上をさせていただいているということでございます。これに伴いまして③の部分を見ていただきますと、歳入歳出差引額として、この新中学校整備分の収支が取れているというような形になってございます。

続きまして、最初の資料の裏側になります。大きな4番といたしまして、最後になりますが、将来負担の見通しについてということで説明をさせていただきます。

この事業における令和7年度以降の歳出につきましては、施設の維持管理費のほか、地方債の償還に係る公債費の増加が見込まれますというところです。その部分を下の表に記載してございます。この維持管理費につきましては、今回PFI事業として契約している期間、今後15年間ということになりますけれども、令和7年度につきましては、先ほどの資料でも示しているんですが、1億825万6,000円を見込んでおります。令和8年度以降につきましては、約14年間ということになりますから、全部で総額、令和8年度以降は16億9,911万4,000円、合計いたしますと18億737万円を維持管理費等で見込んでいうところでございます。

さらに、この中学校整備に係る建設費用に係る公債費が今年度発生いたします。そちらのほう記載しております。令和7年度につきましては1,111万5,000円ということでございますが、こちらのほうは土地造成等に係るものということで、既に借入れを行っているものの金利部分でございました。ですので、あまり金額的には高くはなっておりませんが、本格的には令和10年度以降に公債費のほうが増加すると見込んでおりますが、令和8年度以降の金額といたしまして21億7,350万円を公債費として支出する見込みということになっております。

こちらの公債費の中で普通交付税に算入される部分というものがございまして、そちらのほうを内訳といたしまして下のほうの欄に書かせていただいております。令和8年度以降の総額といたしまして、10億5,415万円というふうにならざるという状況になってございます。

現時点で今回債務負担行為の補正をお願いする金額を基に財政サイドでシミュレーションした結果、こちらのようになってございます。

以上で説明を終わります。

○議長（鈴木宏通君）　ありがとうございます。

ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから質疑等ございましたら。柳田議員。

○5番（柳田政喜君）　御苦労さまです。

いろいろ細かい値段出たところで、大分交渉して苦労したところが見える結果だなと思いました。ただ、総額が当初予定していた、当初といっても本当の初期ですね、予定していた53億を超えないという約束の下始まっていたと思うんですけれども、それを超えてきた、とうとう超えてきたきたなど。物価の上昇ですから仕方がないのかなと思っているところでございます。そういった中、前回説明いただいたときに、町側とPFI側、お互い1度ずつこういう価格変更を申し出ることができるということだったと思うんですけれども、今回向こうのPFI側が1回の申出をしてきたということで、よほどの事情がない限りこれが上限なのかなというふうに感じたんですけれども、その辺もしよかったら説明お願いできますか。

○議長（鈴木宏通君）　室長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君）　それで、前回に契約書上双方において1度いうことで御説明をさせていただいたところでございまして、それで、これ契約上そういうふうに読んでおったのですが、これ弁護士にも確認いたしまして、双方において1度に限りいうものが入っていて、それで双方において1度なんだというような捉えになるというようなことございまして、それで契約の内容の立てつけを見ても、結局請求をしたものに対してそのまま当初はお互いに請求をもらったものを払うというところで考えておったんですが、全体で1回だということございまして、今回その内容についても大分吟味いたしまして、整理をして町で交渉もしてその内容について今回なるべく抑えたというか、そういう形で交渉したということで、前回からちょっと契約の内容というか解釈がちょっと変わるということで恐縮なのですが、そういう内容で今整理をしているところでございます。

○議長（鈴木宏通君）　柳田議員。

○5番（柳田政喜君）　仕方がないかなとは思いますが、一旦説明したことですから、それが例えば今の状況どう考えてもトルコで地震があつて、戦争があつて、物価が上がっていると。徐々には落ちついてくれば徐々に下がってくるだろうというのを想定した上で、今の時点で当然施工側は物価高いところでの一度の申出、それで施工側としては落ちついたところでの

申出で、最終的に工事の終わる時期に近いところでうちのほうも申し入れるのかなと思ってたものですから、その時期で1番適正な価格になるのかなと思ってたところですけども、今の時点で1回限りっていう、確かにその分、今回大分は最初に言ったとおり相当精査して交渉しながら大分価格を抑えたなというのは、努力は感じましたけれども、ちょっとその辺、私たちの思ってた意味合いもちょっと違ってくるものですから、その辺について、この場合執行部のほうからどういうイメージなのか一言もらっていいですか。（「執行部」「前段でよろしいですか。ちょっとごめんなさい」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 整備室長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） すみません。もしというか、現在のところ、日銀の今後の展望等々を確認いたしましても上がっていくんではないかと。下がる見通しはなかなか短期ではないんだというような状況で書かれているというところもございます。それと、もしそれが物価が下がった場合、そしてこういうものにつきましては、この契約書で想定していない出来事になるんですね。そうしますと、お互いの協議によって変更について考えると、協議をするということになっておりますので、もし例えば急激に下がったと、そしてまだ残工事があると、その残工事については、例えば物価が下がって人件費も下がって資材も下がってということになれば、その時点で交渉して対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。（「いいですか、町長から」「その前に今の話」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） では、柳田議員。

○5番（柳田政喜君） よっぽどのものがない限りと私も最初言ったとおり、それは当然想定内だと思うんですね。要は、だからこれが最高価格ということで、今後これ以上、上がることなく、抑えながら、もしそういう大きい変動があった場合は交渉できる余地を残した状態で進めていくということでよろしいですか。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） はい、そのとおり対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。赤坂議員。（「町長の話」の声あり）では、再度、町長の話。

○町長（相澤清一君） 今、室長が申したとおりのことなんですけれども、我々としては今この契約が最大値で、これ以上、上がることも下がることもないだろうという我々の情報だと、やはり物価高は今後も続くというようなところで、契約の中でPFIの業者も全部材料も仕入れて決定するわけでございますので、これ以上ずっと待っていて下がるのかななんて、こういう交渉の余地というのは考えておりません。これは1回限りと思っておりますし、今後も不測の

事態がない限りこのような方向で進み、しっかりと財政計画を見ながら十分これで対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですね。では次に、赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 契約の在り方についてちょっと伺いたいんですが、我々民間でいろんな契約を結ぶときには、契約した金額が、業者が受け取った、その実行する事業費になるんです。そうすると、ちょっと今物価が上がったからもう少し何とかしてというのは通用しない世界の話なんでね。ただ、役場というのはそんな関係ないのかと思って、それで実はここに、例えば今4ページの部分を見ているんですが、物価変動による費用負担の分、事業者負担分が何で1.5%なんだということ、そして何で町がその残りの98.5%になるのかな、残りになると。それを何で町が負担しなきゃならないのか。というのは、いろんな業者に言えることなんでしょう。だから、業者自体は大手の企業さんでもあるし、余力があるので契約されたんだと思うんだよ。昨年の契約の金額っていうのは。だから、そういうことをしたら、これ何で物価上昇分は去年の3月の契約時点ではウクライナ戦争の話と物価が上がっているというそういう中でのスタート契約してるんでね、こいつはやっぱり町が負担するのと業者が負担するのをこれひっくり返してもいいんじゃないかって思うくらいなんです。だからその辺をどういう交渉をしているのかちょっと聞かせてください。

○議長（鈴木宏通君） 学校教育環境整備室長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） まず、契約についてですが、契約というものは、利益が相反する双方においてそれを調停するために結ぶものということになります。うちのほうが払う。払って履行していただく、そちらは履行すると。実施する際にいろんなリスクがあるということでございます。そういうリスクについては、片方に寄せるのではなくて、負担すべきところが負担していくというふうに考えているところでございます。

例えば、イギリスのPFIであれば、その負担を全て事業者側に寄せるというような立てつけで進めていたということで、現在PFIはやられておりませんが、何かあったら全部業者がかぶれというような契約をやっていたということでございます。日本で行われているPFIにつきましては、リスクを負担すべきものが負担をするということございまして、例えば今回の物価の変動、これは事業者のせいでもございませぬ。当然町のせいでもございませぬ。当然工事費用は上がります。そういうものに対して、先ほど出た建設工事費の1.5%、これにつきましては、軽微な上限ですね。上に1.5%ずれても下に1.5%ずれても、そこまでは何とか事

業者で負担してくださいと。それ以上出たものについては、やはりこういう変動に合わせて負担すべき、今回であれば町が負担すべきというようなことで、今回、協議の上、契約書に基づきましてこういう形で整理をして御説明をさせていただいているというようなところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） だから、要はその契約書の中に、上限があった場合には1.5%の範囲は業者負担だよと、それ以外は発注側の町負担だよということになっているんですか、その契約書っていうのは。

○議長（鈴木宏通君） 佐藤室長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） おっしゃるとおり契約書の中で明確にそれをうたっているというところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） そういう契約っていうのを、あまり好ましい契約でないんじゃないかと思うのね。だから町が全ていろんなことを丸かぶりしていかなきゃならないことになっちゃうしね。町が余裕があってこの五十何億で今学校建設を進めるわけじゃないので、だからそういう点ではこの負担というのは、結果的には住民が最終的には払っていくことになるんでしょう。だから町としてはできるだけその経費を増やさない努力、だからこれだって物価上昇分というのはとっくに見えている話だから、契約時点だね。それはやっぱ努力が足りないんじゃないかと思うよ、町として。どうですかね。（「一般質問の世界じゃないか」「一般質問で続きやりますから」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） ここは副町長、お願いします。

○副町長（須田政好君） 先ほど室長がお話ししたように、通常の物価の上昇であれば1%、2%、その程度で普通の経済成長の段階であればそのような状況を想定して、業者用には上下1.5%については業者で負担していただくと。仮に、もし2%であれば残りの0.5%は町が持つという通常ベースでそれを見込んだ上での契約でございまして、契約締結時からこのような上昇が見込まれたとは、そのようには考えてございません。

もし仮に、2%でなく3%であれば赤坂議員がお話しのとおりフィフティー・フィフティーの負担になると、そのような内容での契約内容でございますので御理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） これについては一般質問で。（「分かりました」の声あり）これについ

て今、学校整備事業についてから離れていますので、よろしいですか。ほかにありませんか。

吉田二郎議員。

○3番（吉田二郎君） ちょっとお願いします。これから建物の建設工事のほうに移行すると思いますが、この造成工事の進捗状況を読ませていただくと、地盤が安定していることが確認されましたという文言なんですよね。安定したっていうのは、断定じゃなくて安定されているっていうことは今後また何かの要素を、取り方だと思うんだけど、私はそう解釈をしたんですけども、この辺はどういうふうな状況になっているのか。

○議長（鈴木宏通君） 室長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） これは、これまで沈下の状況をずっと観測をしまして、それで基本的には沈下が収束したというふうに捉えていただいてよろしいと、もう下がらなくなったというようなところで、それを確認して、今すき取りとか、防災調整池の掘削をさせていただいているというようなところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 二郎議員。

○3番（吉田二郎君） ありがとうございます。そうすると、その地盤沈下は落ちついてるという取り方をしてもよろしいと。そうすると、これは最初の目標というか予定どおりの沈下の具合だったか、それ以上、やっぱり予定よりももっと落差があって沈んだとか、そういうふうな状況はどういうふうになっているのか。

○議長（鈴木宏通君） 佐藤室長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 安定いたしまして、それで観測をした結果、ほぼほぼ予定どおりの沈下というようなところで、特に大きく悪かったとか、想定外だったというところはございませんでした。

○議長（鈴木宏通君） 吉田二郎議員。

○3番（吉田二郎君） 分かりました。

平均じゃなくて何か所かやってるもんですから、それぞれで場所場所によっては違ってまいりますけれども、それからもう一つよろしいですか。

○議長（鈴木宏通君） どうぞ。言ってください。

○3番（吉田二郎君） この維持管理費の減額になった、これ15年間分の要するにこの減額、実施設計をやってみたらこうだっていう取り方してよろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） どっち。では、整備係長。

○教育委員会管理係長兼学校教育環境整備係長（佐藤敏次君） 吉田議員のおっしゃるとおり、

15年間分の中で減額させていただいた金額になります。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○3番（吉田二郎君） その減額になった要因っていうのは、縮小したというか、因果関係となった部分、余計な部分があってこれ省いたとか、そこあたりもう少し、なぜ……

○議長（鈴木宏通君） 要因ね。整備係長。

○教育委員会管理係長兼学校教育環境整備係長（佐藤敏次君） では御説明させていただきます。

維持管理費の減額となった要因でございます。主な要因としては、事業者から御提案いただいております、施設巡回点検の回数ですとか、照明設備等の点検回数というのを見直しをさせていただきまして、町で求める最低限度の回数というところで見直しをさせていただいております。また、施設管理のシステムをクラウドシステムで全体管理していくという御提案をいただいていたんですけれども、こちらを通常のパソコンで管理していくという方法に切り替えることで金額を抑えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○3番（吉田二郎君） 見直しというか、巡回点検とかそういうふうなもろもろのやつを見直した結果こういうふうに金額減額になったと。それでやってみなくちゃ分かんないでしょうけれども、今の段階では安全だと見てこれでオーケーしたわけですね。

○議長（鈴木宏通君） 整備係長。

○教育委員会管理係長兼学校教育環境整備係長（佐藤敏次君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○3番（吉田二郎君） 事業契約書第65条第1項の町の行為に基づくって、私、全然素人ですけども、これどういう意味のやつか。

○議長（鈴木宏通君） 整備室長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） これは、契約書上の言葉で町の行為に基づくということで、町が見直しを請求したということでございます。結局維持管理費について、いろいろちょっと中身を見直して、ちょっと調整しましょうということで事業者のほうにお話をしまして、それによって見直しをしたということで、それが町の行為ということでございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 資料に基づいて伺います。何点かありますので、簡単に構いませんのでお願いします。

まず、最初の資料をいただいた中の（「伊藤議員、1点ずついきましょう。1点ずつね」の声あり）2ページ、3ページなんですけれども、前回の資料のほうと比べていなかったの申し訳ないんですけれども、建設工事費の中の、例えばナンバーの2番、アリーナ面積の拡張というところでのバスケットコート公式サイズというのは、もともと公式サイズではなかったのかなとか、あと、某中学校ではゴールの高さの位置が公式ではなかったというところで、ちょっと不便を今、現状のところであるんですけども、そういったところがあったので、そういったところはきちんと考えられて、今回変更という形になっているのか。あわせてそれと同じなんですけれども、②什器備品費、それも学校の先生から意見を聞きというところでの変更のようなんですけれども、これはもともと、当初学校の先生たちやいろんなところからの意見を吸い上げた上で工事というか建設とか、いろいろなところに反映されているのかと思いましたが、どういった経緯なのか伺います。

○議長（鈴木宏通君） 整備係長。

○教育委員会管理係長兼学校教育環境整備係長（佐藤敏次君） それでは、お答えいたします。

アリーナ面積の拡張についてでございますが、もともと整備、事業者から御提案いただいたものについては、バスケットボールの公式のコートの面積は収まるというような御提案いただいていたんですけれども、そのエンドラインから壁までの距離というのが、少し近くて危険だというようなのが設計会議で出てきました。それで、学校中学校の体育のときは、バスケットコートのサイズっていうのは二、三メートル短くしたりできるという体育ではルールがあるんですけれども、部活動をする上で、練習試合ですとか、そういった場合にはやはり公式サイズでないとなかなかうまく使えないというような御意見をいただきまして設計会議で検討した結果、であればエンドラインから余裕幅を少し広げましょうということで、こちらコートのサイズを広げさせていただきました。

すいません、生徒用ロッカーサイズの変更についてでございますが、当初は、既存中学校、三中学校それぞれロッカーサイズがあって、大きさは全部一緒ではないんですけれども、そういったところのサイズ、学生かばんが入る大きさというところで御提案いただいていたんですけれども、実際学校のほう視察行きましたら、体操着ですとか部活動の用品というのもし入れたいんですけれども、入らなくて廊下に置いていたり、教室の机にかけたりとかというような状況もございましたので、そういうのも全部しまえるサイズがいいというような御意見を頂戴しま

した。それを持ち帰りまして設計会議で検討した結果、やはり生徒たちが過ごしやすいようにということで、ロッカーのサイズを体操着、部活動用品が入る大きさにしましょうということで設計会議で決めさせていただきました。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 私が聞いたのは、要はそういったものは最初に当初に吸い上げて始まるものだったのではないのかなというところで、どうしてなんだという話だったのですが、やっている中での変更をかけたという、後からの意見も吸い上げたという形ということかと思います。違った場合はお願いいたします。

次が、イメージパースのほうのつづりの中の3枚目、そちらのほうからお伺いいたします。

図面のほうなんですけれども、駐輪場付近なんです、こちらのほうの駐輪場ありますが、左下のところの。そこに入るための生徒の出入口というのがどこになっていくのか、ちょっと分からなかったんで、そちらのほうはきちんと確保されているのか、この正門1というところから自転車が入っていくようになるのか、または、例えば車両も1番右下のところ、そちらのほうからも動線があるのかお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 整備係長。

○教育委員会管理係長兼学校教育環境整備係長（佐藤敏次君） 御質問にお答えいたします。

今現在想定している自転車の入り口については、議員おっしゃるとおり、正門1から入りまして、植栽正面にございますけれども、そこから左側に入っていくというような想定をしております。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 動線としては、正門1から入って帰る場合も同じところから、何でしょう、出入りするような形になりますか。

○議長（鈴木宏通君） 整備係長。

○教育委員会管理係長兼学校教育環境整備係長（佐藤敏次君） はい。委員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） もう1点が町道のところ、ちょうど小牛田南郷線のところなんですけれども、田尻側から来るところには右折車線があるんですが、逆側のところでは右折等持ってこれないのか、この図面だとどういった形になっているのかお願いいたします。（「道路が拡張

……そうか、分かりました」の声あり)

○議長(鈴木宏通君) いいですか。(「分かりました」の声あり)

○6番(伊藤牧世君) 一般の車両、一般というか来客用駐車場ですね、こちらに入る場合には、どちらからも車線変更のラインというのはないということですよね。(「ない」「ないですね」の声あり) 分かりました。

○議長(鈴木宏通君) よろしいですか。

○6番(伊藤牧世君) はい。はい次が5枚目のところです。

2段平面図です。こちらのほうの卓球場についてお伺いしますが、これはどのくらいの数を卓球する場に考えていて、また、その台というものはどういった形で置かれるのか、置きっ放しにしているのか、それとも収納するのか、収納場所は分からないんですけども、どういった考えでここは卓球場となっているのかお願いします。

○議長(鈴木宏通君) 整備係長。

○教育委員会管理係長兼学校教育環境整備係長(佐藤敏次君) では、質問にお答えいたします。

現在、整備予定の卓球場につきましては、今のところ4台設置するということで検討しております。収納場所、スペースというのは図面上に反映されておりましたが、今想定しているのは、卓球台を折り畳んで図面の下のほう、武道場吹き抜けと書かれているほうの壁際に寄せるというようなイメージで想定しております。

○議長(鈴木宏通君) 伊藤議員。

○6番(伊藤牧世君) ということは、卓球の部活動を行うという場所ではないということでしょうか。4台だけということは。

○議長(鈴木宏通君) 整備係長。

○教育委員会管理係長兼学校教育環境整備係長(佐藤敏次君) お答えいたします。

卓球部の部活動としても使えますし、雨の日、外部活の部員のストレッチですとかトレーニングとしても使えるようにということで想定して整備しております。

○議長(鈴木宏通君) 伊藤議員。

○6番(伊藤牧世君) 部活動の話になるとずれるので、ここでやめます。

次のページになります。

そちらのほうは、3階平面図のところのプールについてお伺いします。こちらのほう、前回の詳細等は分からなかったようなんですけども、6レーン入っている感じなんですね。それで、公式の、何でしょう、レースというか25メートルとか、そういったところで、あとはレー

ンの幅とか、あと水深等どれぐらいというのが明確にもう出来ているのであれば、ある程度詳細お願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 整備係長。

○教育委員会管理係長兼学校教育環境整備係長（佐藤敏次君） お答えいたします。

プールのサイズというか規模なんですが、延長は25メートルとなっております。短辺横幅ですが、13メートルとなっております。水深ですが、浅いところから深いところというのがございまして、大体1.1メートルから1.3メートルぐらいのところで、少し勾配がついた形で整備予定となっております。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） ということは、飛び込み等は考えられていないということですね。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員、今、規模・大きさ等はいいですが、その内容まではもしよければ一般質問等でしていただければ、その内容につきましては。

○6番（伊藤牧世君） ただ何を目的としたプールで、要は部活としても使えないのであればどうなんだろうというところでの確認です。

○議長（鈴木宏通君） 分かります。部活動のところではなくて、中学校整備のことで今、全体協議をしておりますので、内容につきましては一般質問のほうでお願いいたします。（「分かりました」の声あり）それでよろしいですか。

ほかにありますか。平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） 1点だけ。（「確認だけな、確認だけ」の声あり）

令和7年4月からオープンするわけですが、そのときの生徒が574人、学年ごとのクラスは何組ずつになるんですか。

○議長（鈴木宏通君） 佐藤整備室長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 新中学校につきましては、30人未満学級で編制ということで考えてございまして、全学年7クラスを予定してございます。

（「全学年」「全7クラスね」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） いいですか。（「はい」の声あり）ほかにありますか。（「なし」の声あり）

では、ないようですので以上としたいと思います。もし関連で質疑がある場合に関しては、内容については一般質問にて行っていただきますよう、議員皆様をお願いを申し上げます。あと、今回出ませんでしたが、企財のほうでも説明いただきましたので、その部分もあわせてい

ろいろお願いいたします。

では、以上で町長からの説明及び意見を求める事項については終わります。

執行部の皆さん、大変御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

議員の皆さん、ここで1回休憩をとります。再開は55分といたします。4のほうでその他結構ありますので、（「ボリュームあるんだ」の声あり）休憩を取ります。

午後2時46分 休憩

午後2時46分 再開

○議長（鈴木宏通君） では、休憩を取消しまして次に、4その他に入ります。

まず、私のほうから皆さんに説明をさせていただきます。3点あります。

まず、7月5日水曜日、県北議長会の研修会・交流会が涌谷町で行われます。

まず、内容はまだ来ておりませんので、分かり次第皆様にお知らせをさせていただきます。内容はまだこれからです。すいませんがそういうことで。

続きまして、7月20日木曜日、21日金曜日の議員講座でございます。これにつきまして皆さんに資料は行っていますか。（「来てます」の声あり）これも2日間の日程でございますが、2つの講座につきまして、どちらの日程に参加するのかを皆さんにお諮りをさせていただきたいと思いますが、以前は常任委員会ごととしておりましたが、今回常任会の中で、半数をどちらかにしていただけないかなと。半数半数、一応定員がありますので、（「3・3で」の声あり）3・3で行っていただけるようお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。（「はい。いいです」の声あり）では、常任会のほうで20日と21日振り分けていただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、アカデミーの研修事業に関して皆さんにお知らせをさせていただきます。

今年11月、1月の実施する予定であります、議員アカデミーにつきましても、2つの月の中で何月に何人参加できるか、今年一応年度当初の予定としては7名枠ということでございますが、これも皆さんの一応希望を取りたいとは思いますが、昨年度行ったときには、委員会で半数ずつということでございましたので、これも常任委員会での3名3名を選出していただくという形をとっていただいてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）よろしいですか。（「いつまでにその割り振りを決めればいいですか。先ほど20日、21日のもありますし」「アカデミー」の声あり）20日は6月会議中なんで（「じゃあわざわざ集まらなくてもいいですか」の声あり）6月会議中の最終日ぐらいまでに、まず7月20日の分、11月、1月の分に関しては、9

月会議ぐらいまででいいんじゃない。（「9月5日まで」の声あり）では、8月いっぱいということでもよろしいですか、アカデミー。（「中身は」の声あり）まだちょっと不明なので。

○事務局次長兼議事調査係長（齊藤美穂君） 11月1、2日が特別セミナーと、あと1月9、10日の所を書いてあるところが。（「特別セミナー3ね」の声あり）それで2と3とあって、その研修内容までは来ておりませんので不明です。

○議長（鈴木宏通君） 分かり次第皆さんに……

○事務局次長兼議事調査係長（齊藤美穂君） 今回7人、1年で7人いけるような予算を組んでおりますので、7人の人選で2班に分けるのか7人全員で行くのか、その辺も人選したときに決めていただけたらと思います。（「6人の議長、6人の議長でいいんじゃない」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 必ず行くと。だから、議員講座の内容も分かってからのほうがよろしいですよ。（「はい」の声あり）それをもってこれを決めたいと思いますが、よろしいですか。中身分かってからで。（「全部で7人ですよ」「全部で7人だから、3・4に分けて行くのか、7人で行くのかっていう」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） だから、例えばみんなで11月のほうがみんな行ってみたいと思うんだったら7人一括行けばいいし、1月に行われるやつにも参加してみたいという人がいれば半々で分かれてもらってもいいだろうし。これにつきましては、内容分かり次第皆さんにお諮りして、その内容を精査してから決めるということでもよろしいですか。（「はい」の声あり）ではそういうことになります。

あと、事務局からお願いします。

○議会事務局長（佐藤俊幸君） まず最初に、全国町村議会議員団体補償制度の申込どうですかというのが来てございます。今現在、3人の議員さん御加入いただいておりますが、もし私もという方おいでしたらば、事務局のほうにお申出ください。

それから2つ目でございます。

地方議会人等取っていただいている議員さんにつきましては、6月30日、こちら賞与の支給日になってございますので、そこから天引きをさせていただきますので、あらかじめ御了承お願いをいたします。

3点目でございます。

議員手帳会議ノートという、物販ですかね。今回ちょっとチラシのほう入れてございますけれども、もし御購入希望の方ございましたらこちらの事務局のほうまでお申出をいただきたいということでもよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） では、そのほか皆さんから何か連絡事項等がありますか。（「教育、民生の方はちょっと残ってもらっても」の声あり）

では、教育、民生の方は残っていただきますようお願いいたします。

では、ほかにないようでしたらこれもちまして全員協議会を終了いたします。

では、副議長、お願いします。

○副議長（村松秀雄君） 協議会にはお疲れさまでございました。

これで全員協議会終わります。

あとは、教育、民生の方、あと残ってくださいということでした。

では終わります。お疲れさまでした。

午後 2時53分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月2日

美里町議会議長